

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年1月
小 城 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 小城市は、佐賀県南部に広がる佐賀平野の西部に位置し、その立地条件を生かして稲麦を主体とする農業生産を展開してきたが、北部の山間地帯は農林業が営まれ、そこから連なる中山間地域は果樹園が形成され、平坦地域は穀倉地帯が形成されている。中山間地域は、生産条件の悪い圃場を中心に荒廃化・山林化が進んでいるが、近年は米・麦・果樹を中心に施設野菜、施設果樹の導入も盛んとなってきている。

今後は、特に施設園芸において、高収益性の作目・作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 小城市の農業構造については、社会・経済情勢の変化に伴い、農業従事者の他産業への就労が増加するなど農家の兼業化が進行するとともに、農業従事者の減少と高齢化が深刻化している。こうした中で、兼業農家の高齢化も進み、高齢農家や経営規模縮小農家から中核的担い手への農地の利用集積や機械更新時や世代交代等を機に、農地の流動化が進展してきている。

3 小城市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な農業経営指標は、小城市及びその周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり430万円）、年間総労働時間（1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が小城市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

4 小城市は、将来の小城市の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営力の強化を目指すに当たってこれを支援するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第4項に規定される農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、小城市は、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、佐城農業改良普及センター等と十分な連携の下で濃密な指導を行うため、小城市全体を包含する範囲で統一した「小城市農業再生協議会」において、集落段階における農業展望とそれを担う経営体を明確にするため人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」を策定し、十分に整合がとられるよう推進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集团的土地利用を目指した調整を図り、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、佐賀県農業協同組合や農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進拡大と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、佐城農業改良普及センターの指導の下、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

小城市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

小城市は効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、豊富な経験と技術を有する高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、小城市農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、小城市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした利用権設定等促進事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 小城市は、小城市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を佐城農業改良普及センターの協力を受

けつつ行う。

なお、経営改善計画の認定期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 小城市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に小城市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、小城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+麦+大豆+作業受託	水稲=5.27 ha 麦 =8.1 ha 大豆=2.84 ha 作業受託（収穫）=8.0 ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②農地の面的集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト ④品種の組合せによる作期幅拡大
水稲+麦+大豆+玉葱	水稲=2.6 ha 麦=2.2 ha 大豆=1.26 ha 玉葱=1.8 ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+玉葱	水稲=1.95 ha 大豆=0.89 ha 玉葱=2.16 ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+麦+玉葱 +れんこん	水稲=1.95 ha 大豆=0.21 ha 麦=1.05 ha 玉葱=1.2 ha れんこん=0.75 ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
施設イチゴ（土耕栽培）	イチゴ=0.35 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設イチゴ（高設栽培）	イチゴ=0.24 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上

営農類型	経営規模	生産方式
施設キュウリ	キュウリ=0.28 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施
施設キュウリ (環境制御技術)	キュウリ=0.18 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設ナス	ナス=0.28 ha	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施
施設ナス (環境制御技術)	ナス=0.19 ha	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト(丸トマト)	トマト=0.50 ha	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト(丸トマト) +ミニトマト	トマト=0.25 ha ミニトマト=0.15 ha	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
アスパラガス	アスパラガス=0.36 ha	①3.5 t/10a だけのための栽培 ②保温・立茎時期の組み合わせによる労力分散
露地ミカン	極早生ミカン=0.2 ha 早生ミカン =0.3 ha 普通ミカン =0.65 ha 露地不知火 =0.15 ha	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 ②マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド果生産
ハウスミカン	ハウスミカン=0.45 ha	①基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ②加温時期の分散と温度管理の徹底 ③省エネルギー対策による生産コスト削減
ハウスミカン+ ハウス不知火	ハウスミカン=0.35 ha ハウス不知火=0.15 ha	①ハウスミカンと中晩柑の組み合わせによる労力分散

営農類型	経営規模	生産方式
梨	ハウス梨 =0.2 ha トンネル梨=0.2 ha 露地梨 =0.53 ha	①ハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた労力分散 ②計画的な改植による安定生産
電照キク	キク=0.5 ha	①適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 ②直挿しや灌水同時施肥等による省力化 ③自動選花機等省力機械の整備による低コスト・省力化
和牛繁殖+飼料作	繁殖牛 =31 頭 稲わら収集=3.1 ha	①分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率の低減
肥育牛	肥育牛 =135 頭 稲わら収集=20.0 ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率の低減 ③耕畜連携による稲わら等の確保
肉用牛一貫	肥育牛 =100 頭 繁殖牛 =14 頭 稲わら収集=20 ha 飼料作物=3 ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率の低減 ③分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
酪農+飼料作	経産牛 =57 頭 稲わら収集=6 ha 飼料作物=8 ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率の低減 ③自給飼料の生産による省力化 ④牛群検定データによる牛群能力の把握 ⑤後継牛の確保
養豚一貫	母豚=55 頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②人工授精技術等を利用した子豚生産率の向上 ③防疫対策の徹底による疾病予防、事故率の低減 ④エコフィード利用による低コスト生産

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農法人 組合員 25 名 経営面積 25 ha 水稻+麦+大豆	水稻=16.25 ha 麦 =25.0 ha 大豆=8.75 ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組み合わせによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 25 名 経営面積 50 ha 水稻+麦+大豆	水稻=32.5 ha 麦 =50.0 ha 大豆=17.5 ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組み合わせによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 125 名 経営面積 250 ha 水稻+麦+大豆	水稻=162.5 ha 麦 =250 ha 大豆=87.5 ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組み合わせによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ④大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集
- ・共同作業によるプール計算方式の導入

○農業従事の態様等

- ・企業的組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6で示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+麦+大豆+作業受託	水稲=3.16 ha 麦 =4.86 ha 大豆=1.7 ha 作業受託(収穫) =4.8 ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②農地の面的集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④品種の組合せによる作期幅拡大
水稲+麦+大豆+玉葱	水稲=1.56 ha 麦 =1.32 ha 大豆=0.76 ha 玉葱=1.08 ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組み合わせによる労力分散
水稲+大豆+玉葱	水稲=1.17 ha 大豆=0.53 ha 玉葱=1.3 ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組み合わせによる労力分散
水稲+大豆+麦+玉葱+れんこん	水稲=1.17 ha 大豆=0.13 ha 麦 =0.63 ha 玉葱=0.72 ha れんこん=0.45 ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組み合わせによる労力分散
施設イチゴ(土耕栽培)	イチゴ=0.21 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上

営農類型	経営規模	生産方式
施設イチゴ（高設栽培）	イチゴ＝0.14 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設キュウリ	キュウリ＝0.17 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施
施設キュウリ（環境制御技術）	キュウリ＝0.11 ha	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設ナス	ナス＝0.17 ha	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施
施設ナス（環境制御技術）	ナス＝0.11 ha	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト（丸トマト）	トマト＝0.3 ha	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト（丸トマト） ＋ミニトマト	トマト＝0.15 ha ミニトマト＝0.09 ha	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施
アスパラガス	アスパラガス＝0.22 ha	①3.5 t /10a だけのための栽培技術の徹底 ②保温・立茎時期の組み合わせによる労力分散
露地ミカン	極早生ミカン＝0.12 ha 早生ミカン ＝0.18 ha 普通ミカン ＝0.39 ha 露地不知火 ＝0.09 ha	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 ②マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド果生産
ハウスミカン	ハウスミカン＝0.27 ha	①基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ②加温時期の分散と温度管理の徹底 ③省エネルギー対策による生産コスト削減

営農類型	経営規模	生産方式
ハウスミカン＋ハウス 不知火	ハウスみかん＝0.21 ha ハウス不知火＝0.9 ha	①ハウスミカンと中晩柑の組み合わせによる労力分散
梨	ハウス梨＝0.12ha トンネル梨＝0.12ha 露地梨＝0.32ha	①ハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた労力分散 ②計画的な改植による安定生産
電照キク	キク＝0.3 ha	①適正な温度管理と土づくりの徹底 ②直挿しや灌水同時施肥等による省力化 ③自動選花等省力機械の整備による低コスト・省力化
和牛繁殖＋飼料作	繁殖牛＝19頭 稲わら収集＝1.86ha	①分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減
肥育牛	肥育牛＝81頭 稲わら収集＝12ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③耕畜連携による稲わら等の確保
肉用牛	肥育牛＝60頭 繁殖牛＝8頭 稲わら収集＝12ha 飼料作物＝1.8ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
酪農＋飼料作	経産牛＝34頭 稲わら収集＝3.6ha 飼料作物＝4.8ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼料給与基本プログラムの実践 ③自給飼料の生産による省力化 ④牛群検定データによる牛群能力の把握 ⑤後継牛の確保
養豚一貫	母豚＝33頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②人工授精技術等を利用した子豚生産率の向上 ③防疫対策の徹底による疾病予防、事故率の低減 ④エコフィード利用による低コスト生産

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・企業的組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型法人 水稻+麦+大豆	水稻=9.75 ha 麦 =15.0 ha 大豆=5.25 ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組み合わせによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・企業的組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：95%程度</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業などを活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	<p style="text-align: center;">3,290ha ／3,470ha</p>

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、小城市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体との緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進する。

その際、小城市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

小城市は、佐賀県が策定した「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、小城市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

小城市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④農作業の受委託を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、小城市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組みを行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 小城市の平坦部においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を促進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

イ 小城市の中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

更に、小城市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a、d及びeに掲げる要件のすべて）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項）、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に断続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- エ その者が法人である場合にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人ではないこと。
- オ その者が個人である場合にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人の構成員でないこと。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を

行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 小城市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 小城市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 小城市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 小城市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 小城市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行うおとす者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、小城市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 小城市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改

良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 小城市は、(5)の①の規定による小城市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 小城市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、小城市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 小城市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について小城市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（eについては必要に応じて定める）
 - a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - b 原状回復の費用の負担者
 - c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
 - e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8)同意

小城市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9)公告

小城市は、小城市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による小城市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を小城市の掲示板への掲示により公告する。

(10)公告の効果

小城市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12)農業委員会への報告

小城市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを小城市農業委員会に提出するものとする。

(13)紛争の処理

小城市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当

事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 小城市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に断続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 小城市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、小城市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 小城市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を小城市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 小城市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 小城市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。小城市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

小城市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落、又は、共同乾燥施設範囲の広範囲な受益地）とするものとする。

ただし、農用地利用関係や農作業の共同化を行う上で、効果的な事業の展開ができる場合は、集落の一部の区域を除外するものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利

用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を小城市に提出して、農用地利用規程について小城市の認定を受けることができる。

② 小城市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 小城市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小城市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 小城市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 小城市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 小城市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、佐城農業改良普及センター、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、小城市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

小城市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 佐賀県農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 佐賀県農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

佐賀県農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

小城市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修の実施及び地域社会への積極的な参加体制の整備促進等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

小城市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 小城市は、強い農業づくり交付金（平成18年度～）による農業生産基盤整備の促進を通じて、農業近代化施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 小城市は、中山間地域等直接支払交付金（平成22年度～平成26年度）によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 小城市は、小城市人・農地プランの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 小城市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

小城市は、小城市農業委員会、佐城農業改良普及センター、佐賀県農業協同組合、土地改良区、

農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小城農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、小城市はこのような協力の推進に配慮する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、小城市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、園芸産地888計画の策定・実践の推進や国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、県現地機関等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 28 年 9 月 21 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 4 年 1 月 12 日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 の (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、佐賀県農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 2 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農地所有適格法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 3 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、農用地の利用関係の調整を円滑に行うために必要と認められる場合や利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年とすることが相当でないと思われる場合には、10年と異なる存続期間とすることができ。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、5年以上10年未満の範囲内とする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により小城市農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき小城市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。